

令和 8 (2026) 年度科学研究費助成事業における補助条件の主な変更点について

「「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」補助条件（令和 8 (2026) 年度）」の主な変更点

令和 8 (2026) 年度	令和 7 (2025) 年度
(略)	(略)
1 総則	1 総則
(略)	(略)
【補助事業の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保等】	【補助事業の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保等】
1-5 実施代表者等は、科学者に求められる行動規範を遵守するとともに、自身の研究活動等の公正性及び透明性を確保し、科研費に関わる活動の説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。 また、補助事業において、不正使用、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）若しくは不正行為が行われること、又は関与することがあってはならない。	1-5 実施代表者等は、科学者に求められる行動規範を遵守するとともに、自身の研究活動等の公正性及び透明性を確保し、科研費に関わる活動の説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。 また、補助事業において、不正使用、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）若しくは不正行為が行われること、又は関与することがあってはならない。
2 補助金の使用	2 補助金の使用
(略)	(略)
【補助金の各費目の対象となる経費】	【補助金の各費目の対象となる経費】
2-2 補助金の各費目とその対象となる経費（例示を含む）は、以下のとおりとする。	2-2 補助金の各費目とその対象となる経費（例示を含む）は、以下のとおりとする。
消耗品費 プログラム開催に必要な消耗品を購入するための経費	消耗品費 プログラム開催に必要な消耗品を購入するための経費
<u>旅費</u> <u>プログラムの開催に係る打合せや広報活動等のための経費</u>	<u>旅費</u> <u>プログラムの開催に係る打合せや広報活動等のための経費</u>
人件費・謝金 プログラム開催への協力をする者のための経費	人件費・謝金 プログラム開催への協力をする者のための経費
その他 上記のほかプログラムの遂行に係る経費（例：会議費【食事（懇親会等の目的は不可）・飲料水（アルコール類を除く）費用等】、通信費（切手、電話等）、運搬費、資料作成に係る費用、傷害保険料（実施日当日の事故・災害等に限る））	その他 上記のほかプログラムの遂行に係る経費（例：会議費【食事（懇親会等の目的は不可）・飲料水（アルコール類を除く）費用等】、通信費（切手、電話等）、運搬費、資料作成に係る費用、傷害保険料（実施日当日の事故・災害等に限る））
(略)	(略)
【使用の制限】	【使用の制限】
2-7 補助金は、次の経費として使用してはならない。 ①建物等の施設に関する経費（会場借料は除く） <u>②実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費</u> ③実施代表者等の人件費・謝金（打合せや広報活動等のための旅費を除く）	2-7 補助金は、次の経費として使用してはならない。 ①建物等の施設に関する経費（会場借料は除く） <u>②実施代表者等の人件費・謝金（打合せや広報活動等のための旅費を除く）</u> <u>③実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費</u>
(略)	(略)
3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）	3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）

(略) 4 実績の報告 【実績報告書の提出】 4-1 実施代表者等は、補助事業の完了又は廃止の承認を得た後61日以内に、次に掲げる「実績報告書」及びその他関係資料により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(様式C-72-1「実績報告書(プログラム実施報告書)」の内容は、日本学術振興会ウェブサイトにより公開される。)。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。 ・様式C-72-1「実績報告書(プログラム実施報告書)」 ・様式C-72-2「実績報告書(収支決算報告書)」 ・事業遂行に当たり作成したポスター、パンフレット、チラシ等 (略) 5 その他 (略) 【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱】 5-2 (略) <u>【「学術変革領域研究」に係る研究成果報告書(研究領域)等が未提出の場合の取扱】</u> 5-3 実施代表者が、「研究成果報告書(研究領域)」(様式C-18、様式F-18)又は「研究成果報告書提出延期届」(様式C-23、様式F-23)を提出期限までに提出していない場合には、実施代表者は、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。。 (削る) 【事業実施における表示義務】 5-4 実施代表者等は、補助事業を遂行する場合には、科学研究費助成事業(科学研究費補助金)の交付を受けて行う事業であることを表示しなければならない(英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8桁の課題番号」を含めること。) 【男女共同参画に配慮した研究環境の整備等】 5-5 (略) <u>【人権の保護及び法令等の遵守】</u> 5-6 実施代表者等は、補助事業の実施に当たり、以下のような関係する法令等を遵守しなければならないことができない補助事業を実施する場合には、関係する法令等に基づき当該補助事業を実施しなければならない。	(略) 4 実績の報告 【実績報告書の提出】 4-1 実施代表者等は、補助事業の完了又は廃止の承認を得た後61日以内に、次に掲げる「実績報告書」及びその他関係資料により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(様式C-72-1「実績報告書(プログラム実施報告書)」の内容は、日本学術振興会ホームページにより公開される。)。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。 ・様式C-72-1「実績報告書(プログラム実施報告書)」 ・様式C-72-2「実績報告書(収支決算報告書)」 ・事業遂行に当たり作成したポスター、パンフレット、チラシ等 (略) 5 その他 (略) 【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い】 5-2 (略) (新設) 【法令等の所定の手続の実施】 5-3 補助事業の実施に当たり、法令、告示、通知等により、承認・届出・確認等が必要な場合は、所定の手続を行わなければならない。 【関係書類の整理・保管】 5-4 (略) 【事業実施における表示義務】 5-5 実施代表者等は、補助事業を遂行する場合には、科学研究費助成事業(科学研究費補助金)の交付を受けて行う事業であることを表示しなければならない(「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号」を含めること)。 【男女共同参画に配慮した研究環境の整備等】 5-6 (略) (新設)
--	--

<u>・社会的コンセンサス（関係者の同意・協力）を得る必要がある場合</u> <u>・個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）</u> <u>・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組換え実験を含む研究を実施する場合等）</u> <u>・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む。）又は貨物の輸出をしようとする場合</u> <u>等</u> 【科研費の審査等への協力】 <u>5-7 実施代表者等は、科研費の審査委員選考に資する独立行政法人日本学術振興会審査委員候補者データベースの更新依頼があった場合には積極的に協力しなければならない。</u> 【関係書類の整理・保管】 5-8 （略）	（新設）
--	-------------